

令和5年度第1回

小金井市都市計画審議会会議録

# 令和5年度第1回 小金井市都市計画審議会会議録

- 日時 令和5年10月10日（火）午前10時～午前12時
- 場所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
- 案件 1 小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）  
2 小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について  
（諮問）

出席委員 15名

会 長	8番	市 古 太 郎			
委 員	2番	吹 春 やすたか	3番	水 谷 たかこ	
	4番	邊 見 隆 士	5番	岩 崎 啓 介	
	6番	安 田 けいこ	7番	村 越 昭 彦	
	10番	村 山 ひでき	13番	古 畑 俊 男	
	14番	土 屋 丈	15番	桐 島 俊 彦	
				(代理 田中交通課長)	
	16番	本 間 紀	17番	た ゆ 久 貴	
	18番	渡 辺 ふき子	19番	飯 泉 和 久	
				(代理 中島予防課長)	

欠席委員 4名

	1番	大久保 勝 盛	9番	遠 藤 百合子	
	11番	斎 藤 康 夫	12番	出 戸 剛	

傍聴者 0名

出席説明員

市 長	白 井 亨				
都市整備部長	若 藤 実	環境部長	柿 崎 健 一		

都市計画課長	田部井 一 嘉	環境政策課長	岩 佐 健一郎
農業委員会事務局長	島 田 泰 吉		

事務局職員出席者

都市計画課都市計画係長	片 上 昌 芳	都市計画課都市計画係主査	飯 村 浩 明
都市計画課都市計画係専任主査	佐 藤 知 一	環境政策課緑と公園係係長	小 林 勢
環境政策課緑と公園係主任	井 上 英 里	環境政策課緑と公園係主任	関 口 雅 也
都市計画課都市計画係	西 牧 真 衣	都市計画課都市計画係	大 野 拓 巳

【田部井都市計画課長】 それでは、定刻になりましたので、令和5年度第1回小金井市都市計画審議会を開会いたします。本日は、御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中13名の御出席をいただいております。

小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、本日、大久保委員、斎藤委員、出戸委員は、御都合により御欠席されるとの御連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の田部井と申します。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、何点か説明させていただきます。まず、会議についてですが、会議録作成のため、発言の際にはお名前を名乗っていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。また、お車でいらっしゃる方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

(駐車券回収)

【田部井都市計画課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、皆様の席に配付しております「令和5年度第1回小金井市都市計画審議会次第」、「都市計画審議会委員名簿」、「小金井市都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について」及び事前に送付しております資料1「小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）」、資料2「小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について（諮問）」でございます。資料の不足等がございましたら、お申出いただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、学識経験を有する委員及び市議会議員の委員の皆様につきましては、「給与所得の源泉徴収票」も席に配付しております。こちらにつきましては、審議会終了後に御説明させていただきます。

それでは、市長の白井より御挨拶申し上げます。

【白井市長】 皆様、おはようございます。小金井市長の白井でございます。

都市計画審議会委員の皆様におかれましては、日頃より小金井市の都市計画行政に御

理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

都市計画審議会では、各分野の専門家の皆様方に、都市計画に関する様々な事項を御審議いただいているところでございます。

本日は、小金井都市計画生産緑地地区の変更について及び小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について、御審議をいただきます。案件の内容につきましては、これから担当より御説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも、小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【田部井都市計画課長】** ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2、委員紹介でございます。

令和4年11月22日に開催した前回の都市計画審議会以降、新たに審議会委員に御就任いただいた方がおられますので、改めまして委員全員を御紹介させていただきます。

初めに、市古委員でございます。東京都立大学の教授で都市計画を御専門とされており、令和4年10月1日から委員に御就任いただいております。本審議会の会長でございます。

**【市古会長】** 市古でございます。よろしくお願いいたします。

**【田部井都市計画課長】** 続きまして、窓側から順次、御紹介させていただきます。

大久保委員でございます。農業委員会会長職務代理をされており、前任の委員辞職に伴い、令和5年7月20日から委員に御就任いただいております。本日は欠席でございます。

吹春委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。到着が遅れているようでございます。

水谷委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

**【水谷委員】** 水谷です。よろしくお願いいたします。

**【田部井都市計画課長】** 邊見委員でございます。首都高速道路株式会社の常務執行

役員をされており、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【**邊見委員**】 邊見でございます。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 岩崎委員でございます。東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長でございまして、人事異動に伴い、令和5年4月1日から委員に御就任いただいております。

【**岩崎委員**】 岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 安田委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

【**安田委員**】 安田です。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 村越委員でございます。東京むさし農業協同組合理事をされており、前任の委員辞職に伴い、令和5年6月29日から委員に御就任いただいております。

【**村越委員**】 村越です。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 遠藤委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。到着が遅れているようでございます。

村山委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

【**村山委員**】 村山です。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 斎藤委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。本日は欠席でございます。

出戸委員でございます。東京都北多摩南部建設事務所長でございまして、人事異動に伴い、令和5年4月1日から委員に御就任いただいております。本日は欠席でございます。

古畑委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

【**古畑委員**】 古畑です。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 土屋委員でございます。小金井市商工会から御推薦をいただき、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【**土屋委員**】 土屋です。よろしくお願いいたします。

【**田部井都市計画課長**】 桐島委員でございます。小金井警察署長でございまして、

人事異動に伴い、令和5年2月20日から御就任いただいております。本日は代理として、交通課長の田中様に御出席いただいております。

【桐島委員代理（田中）】 代理で来ました田中です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 本間委員でございます。商工会理事をされており、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【本間委員】 本間です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 たゆ委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

【たゆ委員】 たゆと申します。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 渡辺委員でございます。市議会議員をされており、令和5年5月17日から委員に御就任いただいております。

【渡辺委員】 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 飯泉委員でございます。小金井消防署長をされており、令和4年4月1日から委員に御就任いただいております。本日は代理として、予防課長の中島様に御出席いただいております。

【飯泉委員代理（中島）】 代理の中島です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。

なお、委員の皆様の席次につきましては後ほどお諮りいたしますので、ただいまは、仮の席として議席番号順に御着席いただいておりますことを御了承ください。

続きまして、市理事者、事務局を紹介させていただきます。

改めまして、市長の白井でございます。

【白井市長】 改めまして、白井でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 都市整備部長の若藤でございます。

【若藤都市整備部長】 若藤です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 環境部長の柿崎でございます。

【柿崎環境部長】 柿崎です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 環境政策課長の岩佐でございます。

【岩佐環境政策課長】 岩佐です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 農業委員会事務局長の島田でございます。

【島田農業委員会事務局長】 島田です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 そのほか、事務局員でございます。

続きまして、次第3、案件付議諮問でございます。

本日御審議いただきます案件、付議1件、諮問1件を市長の白井から読み上げの上、会長に手渡しさせていただきます。

【白井市長】 小金井市都市計画審議会会長、市古太郎様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議・諮問いたします。

小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）。

小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について（諮問）。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。

ここで、市長の白井は公務のため退席させていただきます。

それでは、付議・諮問が終了しましたので、ここからは、市古会長に審議会の進行をお願いいたします。

【市古会長】 それでは、ただいまから、令和5年度第1回小金井市都市計画審議の議事を進めさせていただきます。

議題に先立ちまして、先ほど事務局から委員の皆様の席次について、仮の席であるという御説明がありました。現在は議席番号順に御着席いただいているということでしたが、これについてまずお諮りしたいと思います。現在の議席番号順の席次ということではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 ありがとうございます。異議なしという声をいただきましたので、現在の席で進めさせていただきます。

（担当より席次表配付）

【市古会長】 それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

本日、御審議いただく案件は、付議1件、諮問1件でございます。

案件（1）は「小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）」、案件（2）は「小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について（諮問）」でございます。

また、審議は1件ごとに行い、当審議会における決を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、案件(1)「小金井都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、「小金井都市計画生産緑地地区の変更について」、パワーポイントによりまして御説明をさせていただきます。30分から40分ほどお時間をいただきたいと存じます。少し長くなりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の変更は、生産緑地地区の追加及び削除でございます。

案件の説明に先立ちまして、毎年、御説明をしておりますが、生産緑地制度の概要を御説明させていただきます。その後、個別箇所の説明をいたします。

まず、生産緑地地区制度についてでございます。

これまでの市街化区域内の農地等は2つの性格を有しており、1つ目は、住宅地供給促進のための素地としての性格、2つ目は、良好な都市環境の形成や生鮮野菜の供給等としての貴重な緑地、オープンスペースとしての性格でございます。

こうした基本的な考え方から、平成3年に生産緑地法が一部改正され、総合的な住宅地供給施策として、農地等所有者は「保全すべき農地等」または「宅地化する農地等」の選択を行いました。「保全する農地等」については計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、市が「生産緑地地区」として指定することにより、30年間にわたり保全が図られるものでございます。したがって、農地は「宅地化すべきもの」としての前提があり、その中で保全すべきものを指定するという位置づけでありました。

ここで、平成29年6月の生産緑地法の改正について御説明をさせていただきます。

まず、背景として、近年の食の安全への意識の高まりや防災意識の向上など、都市農地を取り巻く環境の変化を受け、良好な都市環境形成のためには都市農業の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切で十分な発揮が不可欠との理由から、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、農地の位置づけが、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。このことから、都市農地を計画的に保

全・活用していくために、都市緑地法等と併せ生産緑地法が改正されました。

続きまして、生産緑地地区指定の仕組みでございます。

生産緑地地区の指定基準は、農地等所有者、その他関係権利者全員の同意を条件に、良好な生活環境形成に相当の効用があり、公園等の公共施設などの敷地に供する土地として適していること、面積が300㎡以上の一団の農地等であること、現に農業等の用に供されており、その継続が可能な農地等であることなどが主な要件になってございます。

生産緑地地区の指定をされますと、市街化区域内農地等としての土地利用が都市計画上明確化されます。そして、農地等として管理することが義務づけられ、建築物などの新築、増築、宅地造成などの土地利用が大きく制限されています。このことを行為制限といいます。一方、税制上の優遇措置が受けられ、固定資産税及び都市計画税が農地課税になります。

次に、買取申出制度についてでございます。

生産緑地地区の指定を解除できる条件としては、生産緑地地区に指定されて30年経過したとき、または農業等の主たる従事者の死亡等により農業等の継続が不可能となったときなどであり、市長に対して、生産緑地を時価で買い取るように申し出ることになっております。市長は買取申出を受けた後、1か月以内にその生産緑地を買い取るか、買い取らないかを所有者に通知いたします。買い取らない場合は、農業委員会を通じて他の営農者等へのあっせんに努めますが、申出の日から3か月以内にあっせんが成立せず、所有権の移転が行われなかったときには、この時点で生産緑地法上の行為制限が解除され、宅地等としての取扱いができる状況となります。

これから御説明いたします小金井都市計画生産緑地地区の変更における削除地区につきましても、買取申出から3か月以上経過していることから、生産緑地法上の行為制限が既に解除されており、現状は建築物が建っている案件がございます。

次に、生産緑地の追加指定について、説明させていただきます。

小金井市都市計画マスタープランでは、「農地に生産緑地地区を指定し、都市農地の維持保全を推進すること」を掲げております。その実現の方法の1つとして、「農地の営農行為が持つ緑地としての機能を重視し、継続的な営農が約束される農地等を生産緑地に追加する」など、生産緑地の指定方針及び指定基準を定めております。追加指定の手続は、農業委員会と連絡調整を行い、農地等の認定の意見を得て内容を審査し、必要があるもの

について都市計画審議会に諮り、都市計画の決定をするものでございます。

それでは、本日の案件であります小金井都市計画生産緑地地区の変更について説明をさせていただきます。

今回の地区変更は29件でございます。その内訳は、市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものが2件、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの生産緑地法第10条に基づく買取申出による削除が25件、生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置に係る行為の通知による削除が1件、生産緑地法第10条に基づく買取申出による削除と生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置に係る行為の通知による削除をするものが1件の、合計29件でございます。面積でございますが、現在の生産緑地地区の面積約54.60ha、197件を約51.61ha、186件に変更するもので、約2.99ha減とするものでございます。

次に、変更を行う位置及び面積でございます。全29件のうち地区の一部を追加するものが番号5、132の2件でございます。続きまして、地区の一部を削除するものが番号8、30、32、50、52、63、66、78、108、131、166、167、169、209、233、249の16件でございます。続きまして、地区の全部を削除するものが番号16、113、126、127、128、191、221、223、254、266、282の11件でございます。図面は変更する29か所の位置を示した総括図でございます。

お手元の資料、A3の計画図の1枚目から説明をさせていただきます。

初めに、東町二丁目、三丁目地内でございます。

まず、番号16でございます。生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,330㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年12月9日、制限解除日は令和5年3月9日でございます。

続きまして、番号266でございます。生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約730㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年7月21日、制限解除日は令和4年10月21日でございます。

続きまして、番号8でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでござい

ます。変更前の一団の面積が約4,560㎡で、地区の一部、赤い部分を約2,680㎡削除し、全体として約1,880㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年7月21日、制限解除日は令和4年10月21日でございます。

続きまして、番号5でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約870㎡で、青色の敷地でございます。北側、緑色の部分、約560㎡を追加し、全体として約1,430㎡にするものでございます。

番号16の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号266の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号8の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号5の追加地区を南側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続いて、中町一丁目及び東町五丁目地内でございます。

まず、番号108でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約5,420㎡で、地区の一部、赤い部分を約330㎡削除し、全体として約5,090㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

続きまして、番号30でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約6,410㎡で、地区の一部、赤い部分を約1,000㎡削除し、全体として約5,410㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年9月30日、制限解除日は令和4年12月30日でございます。

番号108の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号30の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、緑町二丁目及び梶野町一丁目、四丁目地内でございます。

まず、番号78でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約3,150㎡で、地区の一部、赤い部分を約430㎡削除し、全体として約2,720㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年3月29日、制限解除日は令和4年6月29日でございます。

続きまして、番号50でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4,440㎡で、地区の一部、赤い部分を約2,980㎡削除し、全体として約1,460㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10

月28日、制限解除日は令和5年1月28日でございます。

続きまして、番号52でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,800㎡で、地区の一部、赤い部分を約160㎡削除し、全体として約2,640㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

続きまして、番号32でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約3,730㎡で、地区の一部、赤い部分を約700㎡削除し、全体として約3,030㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月28日、制限解除日は令和5年1月28日でございます。

番号78の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号50の削除地区を西側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号52の削除地区を東側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号32の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、関野町一丁目地内でございます。

まず、番号63でございます。生産緑地法第8条第4項に基づく、公共施設等の設置の通知に伴う行為制限の解除によるものでございます。「公共施設等」の定義については、公園、学校、病院等の施設であり、本件は小金井公園の整備事業に伴うものでございます。変更前の一団の面積が約14,200㎡で、赤い部分約1,490㎡を削除し、全体として約12,710㎡にするものでございます。小金井公園用地として東京都が買収してございます。

続きまして、番号66でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,150㎡で、地区の一部、赤い部分を約270㎡削除し、全体として約1,880㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月28日、制限解除日は令和5年1月28日でございます。

番号63の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号66の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、中町二丁目地内でございます。

番号113でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約500㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日

は令和4年11月16日、制限解除日は令和5年2月16日でございます。

番号113の削除地区を南西側から見た9月下旬時点の現地の状況でございます。

続いて、前原町一丁目、二丁目地内でございます。

まず、番号131でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,020㎡で、地区の一部、赤い部分を約1,160㎡削除し、全体として約860㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年12月9日、制限解除日は令和5年3月9日でございます。

続きまして、番号132でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約1,940㎡で、青色の敷地でございます。東側、緑色の部分、約200㎡を追加し、全体として約2,140㎡にするものでございます。

続きまして、番号126でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4,090㎡で、地区の全部を削除するものでございます。こちら、地権者が複数ありまして、買取申出日は令和4年7月27日と令和4年10月31日で、制限解除日は令和4年10月27日と令和5年1月31日でございます。

続きまして、番号127でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,270㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月31日、制限解除日は令和5年1月31日でございます。

続きまして、番号128でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約520㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

番号131の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号132の追加地区を南側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

番号126の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号127の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号128の削除地区を西側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、本町二丁目地内でございます。

まず、番号166でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございま

す。変更前の一団の面積が約2,190㎡で、地区の一部、赤い部分を約280㎡削除し、全体として約1,910㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

続きまして、番号167でございます。こちらは、同じ地区で複数の変更がございましたため、まず、番号167(1)の箇所を御説明いたします。生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約15,260㎡で、地区の一部、赤い部分を約590㎡削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

続いて、番号167(2)について御説明いたします。生産緑地法第8条第4項に基づく、公共施設等の設置の通知に伴う行為制限の解除によるものでございます。「公共施設等」の定義については、公園、学校、病院等の施設であり、本件は認可保育所の整備事業に伴うものでございます。変更前の一団の面積が約15,260㎡で、赤い縦線部分、約430㎡を削除するものでございます。

番号167は、(1)と(2)を合わせて約1,020平米の削除をし、全体として約14,240㎡にするものでございます。

番号166の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号167(1)の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号167(2)の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、本町三丁目地内でございます。

番号169でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,280㎡で、地区の一部、赤い部分を約860㎡削除し、全体として約420㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月31日、制限解除日は令和5年1月31日でございます。

番号169の削除地区を西側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、貫井北町一丁目、五丁目地内でございます。

まず、番号209でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4,000㎡で、地区の一部、赤い部分を約1,700㎡削除し、全体として約2,300㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年8月18日、制限解除日は令和4年11月18日でございます。

続きまして、番号191でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約530㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年6月22日、制限解除日は令和4年9月22日でございます。

番号209の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号191の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、貫井南町一丁目地内でございます。

まず、番号233でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約10,110㎡で、地区の一部、赤い部分を約1,100㎡削除し、全体として約9,010㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年5月20日、制限解除日は令和4年8月20日でございます。

続きまして、番号223でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,400㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月31日、制限解除日は令和5年1月31日でございます。

続きまして、番号221でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約750㎡で、地区の全部を削除するものでございます。このうち面積約1.63㎡については、指定基準の300㎡未満のため削除されるものです。買取申出日は令和4年10月31日、制限解除日は令和5年1月31日でございます。

番号233の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号223の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

番号221の削除地区を東側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続いて、貫井南町四丁目地内でございます。

まず、番号249でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約6,700㎡で、地区の一部、赤い部分を約1,890㎡削除し、全体として約4,810㎡にするものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

続きまして、番号254でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約970㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

番号249の削除地区を北側から見た9月下旬時点の現地の状況でございます。

番号254の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

最後に、東町一丁目地内でございます。

番号282でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約500㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和4年10月27日、制限解除日は令和5年1月27日でございます。

番号282の削除地区を南側から見た9月下旬時点の現地の状況です。

続きまして、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。

東京都との協議については、令和5年9月13日に意見のない旨の協議結果を得てございます。都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、令和5年9月20日から10月4日までの2週間行いまして、意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会の議を経て答申をいただき、令和5年12月上旬に変更の告示を行う予定でございます。

最後に、生産緑地地区指定の推移について、概略をグラフにしましたので、御覧いただきたいと存じます。

平成3年に生産緑地法の一部改正があり、小金井市は平成4年に約84.82haを指定し、その後、追加指定及び買取申出等による面積の増減がございまして、今回の変更により約51.61haになるものでございます。ピークである平成5年度からこの30年間で、約34.83ha減少しております。今年は例年より大幅に面積が減少しておりますが、主たる従事者の死亡に加え、生産緑地の指定の告示日から起算して30年経過した地区が多いことが原因でございます。しかしながら、特定生産緑地に移行したものが97.3%あり、非常に多くの方が営農を継続していただいたものと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【市古会長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。質疑がございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

安田委員、お願いします。

**【安田委員】** 御説明ありがとうございました。幾つか、資料を見ますと、生産緑地として指定された中では何かいびつな形で指定されているものがありまして、例えば16

9ですとか249ですとか、なぜこのような形になってしまうのかなというのが分からない。理由が分かれば教えてください。

【市古会長】 事務局、いかがでしょうか。

【岩佐環境政策課長】 環境政策課長、岩佐でございます。形については、特段こちらのほうで、なぜこのような形で残っているかというところは、把握しておりませんで、所有者様の意向によるものかなということで考えております。

以上です。

【市古会長】 もう一回。

【岩佐環境政策課長】 すみません、もう一度答えさせていただきますけれども、このような形になったところについては、所有者様の意向といたしますか、特段、こちらのほうで詳しいところについてまでは把握していないのが現状でございます。

以上です。

【市古会長】 安田委員、どうでしょうか。

【安田委員】 御説明いただきましたけれども、ちょっとなぜか分からないのですけれども、市内のいろんな開発を見ていると、畑が虫食いのように少しずつ住宅に侵食されていくといったような感じで、その際に、私道が敷かれたりして、それが市道に指定されたりもするんですけれども、行き止まりの回路が増えたり、ちょっと不可解なまちづくりになっているなというような印象を受けます。

その際、何か市のほうで適切な、例えば道を貫通させるとか、きちんと回遊できるような道を造るよう誘導するとか、適切なまちづくりに導くような、そういった働きかけというのは特にないでしょうか。その辺りを教えてください。

【市古会長】 大事な御質問ですね。いかがでしょうか。

【田部井都市計画課長】 安田委員から御質問を頂戴しました。適切なまちづくりということで、その開発の行為について何か市から指導しているのかという御趣旨の御質問だったかと思えます。開発行為につきましては、御存じだと思いますけれども、許可権者としては東京都になります。許可基準がございまして、その許可基準に合致したものについては当局で許可をされます。市の立場といたしましては、公共施設の将来管理者としての同意をするわけですが、その同意の段階で、指導することもあると思えます。やはり行き止まり道路ではなくて、その先につなげられる道路があるのであれば、そういっ

たことも指導すると思いますけれども、ただ、許可基準に合致したものは、そのまま許可されてしまうということでございます。

業者の立場としては、道路より宅地として開発したい。経済的な事情もあるということで、強制力を持たない指導によって、行き止まりの道路ができてしまうという事情はあると思っております。

以上です。

【市古会長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【安田委員】 ありがとうございます。

このままでいいのかなというのは、ちょっと疑問に思うところです。地権者さんとのやり取りの中で、何か改善できる場所があるとなれば、何かもう少し全体のまちづくりについて、地権者さんとともにできればいいんじゃないかなと、これは感想です。

以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【土屋委員】 土屋です。ただいまの安田委員の質問に追加してなんですけれども、249番のタイトルについては一部解除となっているんですけれども、解除される形を見ていると、存分に薄く、すごく薄い筆で解除されているんですね。それは、もともとこの形のものだったのか、今回の解除に当たって、申請者側からこういう形で一部解除されたのかというのは、分かりますか。

【市古会長】 筆の形について、何か事務局、ございますか。

【小林緑と公園係長】 緑と公園係長です。249番の一部削除につきまして、こちらは所有者さんから、土地をこのような形で分筆されて、解除の申請がされているということになります。

以上です。

【土屋委員】 ちょっと質問の答えになっていないんですけど、もともとこの形で、この形の筆が解除になったのか、筆の形は違うけれども、それとは別に一部こういう形で分筆するなりして、解除の申請があったのかという質問です。

【市古会長】 分筆があったかどうかということはいかがですか。事務局で把握されていますか。

【小林緑と公園係長】 もともとこういう形ではなく、分筆をして買取りの申請が出されたということでございます。

【土屋委員】 はい、分かりました。であると、今、画面に出ているものと手元にある図面がちょっと違うというか、手元にある拡大図を見ると、道路に沿って薄い筆があるので、恐らく将来の開発に向けて前面道路というか、接道を広く取るために分筆をしたのかなというふうには感じました。

もう一つの質問としては、これは申請があれば、それがいいか悪いかで、こういう形にしてくれとかこの形は駄目と言う権限は、行政サイドにはないということですよ。

【市古会長】 いかがでしょうか。相談があったときに、どのように受けているかといったあたり。

【小林緑と公園係長】 緑と公園係長です。事務局としましては、申請どおりに申請を受けるという立場にございまして、こういう筆の切り方は駄目というような指導をできる立場にはございません。

以上です。

【土屋委員】 ありがとうございます。分かりました。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。

村山委員、お願いします。

【村山委員】 生産緑地の増減の全体的な傾向について、1点だけお聞きしたいと思います。頂いた資料1のページで言いますと、6ページ、7ページ、こここのところで、過去、その前のページから、いろんな経過などが出ていて分かりやすいと思いますが、主にこの直近のところ、令和5年、今年の前定ということで今日、御報告がありました。地区の一部削除が16件、地区の全削除が11件、一部追加が2件ということで、先ほどもちらつとはその理由の説明はあったんですが、今年だけ、やはり例年を見て比較してみますと、地区の一部削除なのか全削除なのか、昨年までと比べたときにかなり増えていると思います。単純に、所有者の方が御高齢に伴って亡くなられたとか、そういったようなお話もさっきあったと思うんですが、改めてどういうふうな分析で、今年こういうふう飛び抜けて多い傾向になったのかということの理由を御解説いただきたいというのが1点と、すみません、2つありましたね。

もう一つが、じゃあ、将来的な予測をお持ちになられているのか。小金井市として来

年度、令和6年度には、これらの件数がこれぐらいでというような、何か予測みたいなものを持ち、そして、ある程度の分析というか把握をされているかということ、まず聞いてみたいのですが。

【市古会長】 去年との比較と今年以降の見込みですね。いかがですか。

【小林緑と公園係長】 緑と公園係長です。まず、今年度の削除の理由の割合を御説明させていただきますと、主たる従事者の死亡により削除したものが56%、30年経過により削除したものが38%、公園用地として公共利用により削除したものが5%、保育所として公共利用により削除したものが1%ということの割合になってございます。昨年度と比較しましても、主たる従事者の死亡により削除した面積というものはそれほど変わっていないところでございまして、今年度は、やはり30年経過したことにより削除したものが多かったという分析をしております。

続きまして、将来予測につきましての御質問ですが、令和3年3月に策定したみどりの基本計画におきまして、生産緑地面積の将来予測をしております。策定した当時は、特定生産緑地に切り替わることで約2割程度減少するのではないかとということ、を予測しておりましたが、農業委員会事務局、あとJAの方の頑張りもありまして、特定生産緑地に97.3%の御申請をいただいて確保できたというところでございます。見込みより生産緑地として確保できたということの分析でございます。したがって、みどりの基本計画策定時に予測した当時よりは、確保できているという状況でございます。

以上です。

【市古会長】 村山委員、いかがでしょうか。

【村山委員】 ありがとうございます。主に令和5年度が増えた理由は、30年経過したということが多いただろうと、そこは納得いたしました。つまり、そういう意味では、令和6年度以降とかでもまたこのペースでいくかどうかは、ちょっとまた違ってくだらうなと思いますし、要は言いたかったことというのが、みどりの基本計画を私も頭に置いて、農業関係者の方々等の御努力下、比較的、当初の見込み、予想よりかは抑えられているとはいいつつも、私、久しぶりに都市計画審議会に戻ってきたんですが、やはり毎年、こういうふうにとんどん緑地が削られているというのを何とかしなきゃいけないなとずっと思いながら、具体的な方策がなかなか思いつかないままやっているものですから、ちょっと歯がゆいなと思ったので、また来年以降でどかっと減ってしまうような傾向とか

があったら、それは分析全体として何とか食い止めたいと思ってちょっと質問したんですけども、いかんともし難い部分なのかなということ、やむを得ないのかなということで受け止めました。

以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

水谷委員。

【水谷委員】 先ほどの村山委員の御質問にちょっと関連するんですが、昨年度が多かったのは30年の節目になったということでお伺いしたところですので、次の節目がいつ来るのかということなんですけれども、10年後ぐらいにまた何か切り替わりのタイミングがあるようにお聞きしたように思っておりまして、それに備えて何か手立てを受ける必要があればと考えておりますので、次のタイミングがいつになるのかを教えていただけたらと思います。

【市古会長】 特定生産緑地の制度に関する御質問ですね。

【小林緑と公園係長】 緑と公園係長です。令和4年度に特定生産緑地に指定させていただいた土地につきましては、令和14年に改めて特定生産緑地の申請のタイミングがやってまいります。事務局としましては、令和10年度から所有者の方へ周知をさせていただきまして、令和11年度から順次、申請の受付の開始を予定しております。その後、令和12年度、13年度、14年度、3か年に分けて、今回と同じような形で指定を都市計画審議会へ諮問させていただくことを予定しております。

以上です。

【市古会長】 よろしいですか。

邊見委員、お願いします。

【邊見委員】 私から3点伺います。

まず1点目が、グラフでも右肩下がりで下がってきていますし、今、質疑にもありましたけれども、残念ながら右肩下がりで、なおかつ今年はどーんと少し落ちましたが、思っていたよりもこの落ち方が少ないな、御説明でもありましたけれども、そんな印象を持っていて、説明の中でたしか97.3%でしたっけ、特定生産緑地、これも多分、近隣市に比べても結構いい数字なのではないかなと思いますし、もともと思っていたよりもか

なりの方が特定に移行してくれたということで、2022年問題というのはかねてから随分問題視、議論されていたんですけど、そういう中にあるのは、市当局の御尽力もあったと思いますし、地権者の方々の御協力のおかげで、思ったよりはその落ち方が少なく、私はよかったのではないかと考えています。それがまず1点目です。

それから、2点目なんですが、大体買取緑地でやって、数か月後に解除ということになっているんですけど、生産緑地制度の本来の趣旨からいくと、緑地として保全される場所があってもいいのかなというのがもともとあって、なかなか市としても予算措置もあって難しい面があるかと思いますが、ここはというところは、今後、そういう事例をつくり出してもいいのかなというのがあります。

東京都でもたしかまだあると思うんですけど、市民に対して2022年問題というのが見えていたので、都の局長であった頃に、とにかく何か対策を加えようという、当時10億円ほど用意したんですね。多分それを使っていた各市があって、その制度は継続されているんじゃないかと思っています。もし、そういうここぞというところがあれば、都のほうに何か要請をするとか、物申すとか、もっと使いやすい予算を確保するとか、そういったところを当局のほうに、トライをするというところもやってみてもいいのではないかと思います。これが2点目です。

3点目ですが、農地として一生懸命保全するというのも大事なんですけど、農業の魅力を高めるということも実はすごく大事だと思っています、都市の中にこれだけ農地が混在しているって、あまり欧米ではないんだそうです。ただ一方で、混在しているがゆえの魅力もありますし、食糧の供給基地としての需要って少なからずあって、生産側の方から見ると、その生産性が高まれば、あるいは付加価値が高まれば、もっと継続しようという気持ちになるわけですので、近隣の自治体でちょっと申し訳ないですけど、立川のぶどうとか稲城の梨とか、そういうブランドみたいなのところもあるので、今日は産業関連の方々、事務局にもいらっしゃらないんですけど、ぜひ。

あと、将来、長い目を見たときに、食糧安全保障というものもあろうかと思っていますので、都市内にこれだけの生産地があったり、都市の近隣にこれだけ緑地がある、あるいは、さらに将来を見たときに、今、銀座で大きな文房具屋さんの8階かな、野菜工場がビルの中にあったりということもあって、多様な生産の形が将来にもっと出てくるとは思いますけど、そういうことも考えると、農業の魅力を高めるということも、市として産業関連の

方々も含めて、御期待を申し上げたいと思います。

長くなりましたが以上です。

【市古会長】 事務局、いかがでしょうか。特に1点目、2点目あたり何か応答ございますか。

【岩佐環境政策課長】 1点目、2点目を環境政策課から答えさせていただきます。

まず1点目、右肩下がりのところ、思ったよりも緩やかじゃなかったのかということで、先ほども事務局から御説明させていただいたんですけれども、この間、市がJAさんですとか農業委員会事務局の方と協力して、個別に連絡を取りまして、申請を促してきたことによりまして、おっしゃるとおり97.3%ということで、近隣市の中では高い特定生産緑地の指定数率になりまして、これは、皆様の御協力もあってのことなので、感謝を申し上げます。

2点目、ここぞというところについては、緑地保全の在り方も考えたらどうかということもありましたけれども、基本的には、我々、緑地の保全を推進していく部署としましては、どうにか保全していきたいという思いはありますけれども、市の公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえたポイントは、行政サービスの水準確保とか、あと財政不足の対応を図るために総量の抑制というところも、大きく考えていかななくてはいけないところではございますけれども、この間、市においては、特定生産緑地保全についてですとか、あと都市公園の整備や開発等に伴う緑地等の確保等もやっています。

あと、ちょっと生産緑地とは異なりますけれども、宅地における緑化等も促す方針も強化してきていまして、令和4年の4月には関係法令を整備しまして、例えばですけど、生垣の造成等の助成要件を緩和したり、あと保全緑地の指定要件も緩和したりして、なるべく緑化を推進していくような取組も推進していますので、我々としては、限られた中でやれることはやってきた、今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

ちょっと関連して、スライド43枚目、出ますか。邊見委員の2点目のお話、都市計画として農地が存在しているということ、緑地としての魅力ということですよ。43枚目のところ、12分の7、スライド番号で、僕の手元に頂いているのは40。これですね。ここは、167は、たしか観光農地というか市民農園というか、東京都さんのですよ。

ですので、この6メートルの道路が入っているとはいえ、今回削除となった箇所。

駐車場になっているんですよね。ここですよね。ここも一体的に何か使えればというのは、今後のやっぱり小金井のまちづくりを考えるとということ。もちろんこの奥は、御説明がありましたが保育所になっていますので、子供たちがこの農園、農地で遊ぶということを考えれば、まだ貢献というか、致し方ないといった、まちづくりの貢献ということもあるかと思うんですが、ここに、やっぱり見ていくと、公園とか緑地化へもう一歩何かできないかなというのは、御指摘のとおりかなと感じました。

いかがでしょうか。

**【島田農業委員会事務局長】** 3点目、農業委員会事務局です。農業の魅力を高めるという取組について、私は、農業委員会事務局と経済課を兼務しておりますので、お答えさせていただければと思います。

先ほど御説明にもありましたとおり、武蔵小金井の駅前から見える、わくわく都民農園というところがございます。観光まちおこし協会が運営しておりまして、様々なジャンルの方々に利用いただいております。今までであれば市民農園というような貸農園がメインであったとは思いますが、例えば障がい者の方、子供たち、地域の方々、そういった方々やいろんなジャンルの方が利用されている農園、そして、そこでできたコミュニティから派生するもの、こういったところで、まず小金井市の農業をもう一度見直していきながら魅力を高めていければと、今、始めているところでございます。

先ほど言われたとおりブランディング化につきましても、平成24、5年ぐらいでしたか、ちょうど東京の江戸東京野菜というものを小金井市でスタートさせまして、ここで一定、どのような方向性がいいのかというところで検討しているところもございまして、もう一方で、やはり様々な方にこういった農業を知っていただいて、魅力を発信する、こういったところも力を入れてやっていきたいとは思っておりますので、そういった観点で農地の保全に取り組んでいけたらなと思っております。

以上です。

**【市古会長】** よろしいですか。

そのほか、この案件に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日、農業委員会の大久保委員が御欠席ではあるんですが、よろしければ、東京むさし農協の村越委員、何か御示唆等あれば、いただければと思いますが。

【村越委員】 東京むさし農協から来ました村越と申します。私も生まれが農家で、すごく今、先生方のお話を聞いていて、いろんなことを思ったんですが、昭和40年代に国土交通省の前身の建設省が三大都市圏には農地は要らないと、そういうところから始まりまして、今現在の特定生産緑地まで、関係者の御努力でここまで農地が維持できるようになりました。今後も農協といたしましても、農業委員会さんと緊密に連携を取って、またその時点に当たったときには、小金井市にもまちづくり条例というのがございまして、そういうことを勘案しながら、これからもまちづくりに協力したいと考えております。

以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

御質疑がないようでしたら、質疑を終了するというので、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 御異議がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。

都市計画審議会条例第7条第3項に、「会議の議事は、出席した委員及び案件に関係する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とあります。採決は挙手により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 それでは、案件(1)「小金井都市計画生産緑地地区の変更について(付議)」は、案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【市古会長】 賛成多数。よって、案のとおり決定いたします。

それでは、案のとおり可決されたことから、審議会として市に答申させていただきます。

続きまして、案件(2)「小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、「小金井都市計画道路3・4・7号線府中清瀬線の変更について」について、パワーポイントによりまして御説明をさせていただきます。約

5分ほどお時間をいただきたいと存じます。

なお、この都市計画道路の変更については、令和5年8月31日に東京都より、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定による照会があり、本市の意見を聞くものでございます。

本日の説明内容についてでございます。1、これまでの経緯について、2、今回の変更について、3、今後のスケジュールでございます。

初めに、これまでの検討経緯について御説明いたします。

これまで都市計画道路については、おおむね10年毎に事業化計画を策定し、優先的に整備をする路線を選定し、整備を進めてきました。平成28年3月に東京都、特別区及び26市、2町で「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、都市計画道路の必要性の検証、廃止や縮小など、適宜、都市計画道路の見直しを行ってきました。

また、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路については、さらなる見直しを行うため、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を令和元年11月に策定いたしました。平成30年7月の在り方に関する基本方針中間まとめを策定する中では、完成している都市計画道路と、完成している都市計画道路または都市計画に定められていない道路との交差点部で隅切りが未着手の箇所を検証対象としていましたが、令和元年7月の在り方に関する基本方針では、隅切りは在り方検討の検証項目とは別に対応することとなったため、今回、未着手の隅切りについての検証を行いました。

今回の検証内容は、道路構造条例における一般的な標準値を基準とし、未整備交差点の隅切り長を再検証しています。隅切り長が道路構造条例の一般的な基準から不足していれば、整備または建替え時に整備、隅切り長が既に充足していれば、現在の隅切り長で都市計画の変更をするという内容でございます。

次に、今回の変更についてでございます。

検証フローを基に検証した結果、今回の変更箇所は、小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線であります新小金井街道における2箇所になります。小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の学芸大グラウンド入口交差点と学芸大東門交差点の西側の隅切り部分の2箇所でございます。

まず、学芸大グラウンド入口交差点の部分ですが、写真のとおり隅切りの先が大学の敷

地に面しており、現状を確認した結果、隅切りを整備しても効果が得られないことから、隅切りをなくす変更をするものでございます。

続きまして、学芸大東門交差点でございます。こちら先ほどと状況は同じでございます。交差点の先が大学の敷地に面しており、現状を確認した結果、隅切りを整備しても効果が得られないことから、隅切りをなくす変更をするものでございます。今回の変更はこの2箇所になります。

こちらは、都市計画道路を決定した昭和37年頃の図面でございます。この図面を見る限り、学芸大学の敷地の中にはもともと道路があったため、隅切りが設定されたのではないかと考えられます。現在の学芸大学の土地利用の状況から、都市計画道路の隅切りをなくす変更をするものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。本市といたしましては、本日の都市計画審議会の諮問を受け、東京都に10月16日までに回答する予定であります。その後、東京都が都の都市計画審議会を経て、都市計画の変更の決定・告示をする予定でございます。

説明は以上でございます。

**【市古会長】** ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。御意見、御質問、いかがでしょうか。

土屋委員、お願いします。

**【土屋委員】** 現状、学芸大のほうに道路がないから不要であるということで変更するという事なんですけれども、多分、小金井市内も都内にもそういうところはたくさんあると思うんですが、きっかけって何ですか。今回、これを見直すということに至ったきっかけ、その辺がちょっと分からないので、御説明いただくとありがたいです。

**【市古会長】** いかがでしょう。

**【片上都市計画係長】** 都市計画係長でございます。今回の変更に至った経緯というところの質問だったかと思えます。今回は、一応完成された都市計画道路と完成された都市計画道路、もしくは都市計画に関係ない道路の交差点の部分で、当時、都市計画道路の都市計画決定したところの隅切りがあるところに対しての検証となっております。今回、この検証の対象となっている路線が、小金井市内では新小金井街道と東八道路と、北大通り、この3路線となっております。

今回、小金井市でも対象となっている北大通りがございますが、こちらはまだちょっと、

隅切りをどうするかというのは、検証中でございます。東京都で検証している箇所が3か所ございまして、新小金井街道が2か所、あと東八道路で2か所となっております。今回、新小金井街道のほうの隅切りは、整備しなくてもいいと東京都が判断して、今回、変更しているところでございます。あと、東八道路につきましては、一応隅切りの形ができていないというところで、東京都は今後、隅切りを整備する方向で考えていると聞いてございます。

以上です。

【市古会長】 土屋委員、いかがでしょう。

【土屋委員】 質問した以外の通りの説明があったのでちょっとよく分からなかったんですけど、ここについては、都市計画事業、都市計画道路を完了させたい。だから、廃止する、しないを決定して、この路線について、この部分については都市計画事業を完結したいという意図ですかね。それで、ほかのところは、やっぱり隅切りがあったほうがいいということで、都市計画道路としての整備はまだ未完成だということで、選別したいという趣旨でしょうか。

【田部井都市計画課長】 今回の都市計画決定のきっかけは何かというのが、もともとの御質問の趣旨だったかと思っておりますので、その観点でお答えをさせていただきます。先ほど、スライドの中に、これまでの検討経緯についてというスライドがございまして、その中に、在り方に関する基本方針中間まとめと、在り方に関する基本方針というものがございまして、もともと隅切りの検討につきましては、在り方に関する基本方針の中で整理しようということで、もともと検討がされておりました。

ただ、中間まとめの時点では検討するとなっていたものが、在り方に関する基本方針の中では外れていたということで、隅切りに関してはそのまま課題としてずっと残っておりました。それを継続して検討していた中で、今回、きちんと考え方として整理できる箇所が出てきたということで、このタイミングでの都計審になっているということでございます。

【土屋委員】 分かりました。単純に隅切りが要らないと判断したからやめるということですね。

【片上都市計画係長】 はい、そうです。

【土屋委員】 分かりました。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【吹春委員】 1点、質問させていただきたいんですけども、資料、スライドで説明していただいたわけですが、スライドの8とか9の写真の1とか2、こちらで伺いたいんですけども、すみません、僕が理解できていないだけだと思うんですけど、確認なんですけれども、写真1で言うと、人が歩いているところの手前側の、何ていうんですか、縁石部というか湾曲しているところが、湾曲部がなくなって、それで、ここが今まである道路と同じような形になる。しかも、点字ブロックでしたっけ、これもなくなるということで、道路がそのままつながるような形になるということで、今、お話をされているのかなと思ひまして。写真2についても同じなんですけれども、この点字ブロックから点字ブロックまでの間の部分が、点字ブロックが撤去されて、それで、これは歩道が延伸するとか、つながるのかなと思うんですけど、そういうことですかね、事業として。まずちょっとそれをお願いします。

【片上都市計画係長】 今、吹春委員から質問があったかと思うんですけども、基本的には、今出来上がっている歩道で完成形となります。もともとは、大学の敷地のほうにまで道路としての線が入っていたというところの、この線を今回なくして、直線で道路自体、都市計画道路としては整備完了という形を目指しているということになります。点字ブロックは、今現在ある歩道というのは出来上がっていますので、そのままずっと残ります。

【吹春委員】 そうすると、手続だけじゃなく、具体的な工事が何か行われるのかなと思ひているんですけども、そうすると、今後、2つのそれぞれ今の該当地域というのは、学芸大の小・中学校のお子さんたちが、時間帯によってはとてもたくさん通っていらっしゃるところかなと思うんですけども、そういった影響があるかと思うんですけど、もし工事等をされるのであれば、今回のことを含めて、学校側と、学芸大のほうと、打合わせ等、もしくは協議の場とかを持たれているのか、教えてもらえますか。

【片上都市計画係長】 工事は何も行わないとか、もう今のままで完成形です。もともとは学芸大の中まで隅切りを作る工事が残っていたんですけども、それをやらないという形に持っていくしますので、特に現状、維持補修以外には工事をする予定はないと思ひます。

【吹春委員】 学芸大はそれで納得されているんですか。

【片上都市計画係長】 はい。

【吹春委員】 分かりました。ありがとうございます。

【市古会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

安田委員。

【安田委員】 これは第四次事業化計画に基づいた整備をされたということだと思っておりますけれども、第四次事業化計画は2016年に策定されました。そろそろ2023年なので、もう7年たっております。10年に一度、この見直しを行うと聞いておりますが、第五次事業化計画の準備というんですかね、動きがもしあれば、教えてください。

【市古会長】 では、事務局、簡潔にお願いします。

【田部井都市計画課長】 次期事業化計画についての御質問をいただきました。次期事業化計画については、何も情報はございません。

以上です。

【市古会長】 そのほか、御意見、御質問、ございますでしょうか。

御質疑がないようでしたら、質疑を終了することで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、案件(2)「小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の変更について(諮問)」は、案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【市古会長】 ありがとうございます。全員賛成ということで、賛成多数。よって、案のとおり決定とさせていただきます。

それでは、案のとおり可決されたことから、審議会として市に答申させていただきます。

本日予定している案件は終了いたしました。そのほか、事務局より何かございますか。

【田部井都市計画課長】 それでは、事務局より2点連絡事項がございます。

まず1点目です。次回の都市計画審議会についてでございます。第2回都市計画審議

会は、令和6年1月29日月曜日、午後2時から開催する予定でございます。次回は、「用途地域等の一斉見直しに係る変更の付議」および「用途地域等に関する指定方針及び指定基準の報告」を予定しております。開催日の1か月前には開催通知をお送りいたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

次に2点目です。現在、都市計画審議会の運営に係る規則について検討を行っております。具体的な内容が決まり次第、本審議会にてお諮りする予定でございます。

事務局からは以上でございます。

**【市古会長】** それでは、本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。本日は円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —